

保国発 1227 第 3 号
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県民生主管部（局）長
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

都道府県及び市町村における平成 30 年度国民健康保険特別会計
予算編成に当たっての留意事項についての一部改正について

都道府県及び市町村における平成 30 年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項については、「国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱いについて（平成 29 年 10 月 30 日保国発 1030 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）の別紙により通知したところであるが、別添のとおり一部改正したので、その旨了知の上、適切な額を計上し、編成されたい。

また、都道府県におかれては、市町村（特別区及び国民健康保険の広域連合を含む。以下同じ。）における予算編成の留意事項について周知のうえ、適切な額を計上し、編成されるよう貴管内の市町村に対し、助言をお願いする。

予算編成に当たり、診療費の推計等については、第 1-1 表～第 10 表の各種推計表を参照されたい。また、推計に用いる係数については、別紙 1、別紙 2 の各種諸係数及び「平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる国から示すべき係数について（通知）」（平成 29 年 12 月 25 日付け保国発 1225 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により示された数値等（以下「諸係数等」という。）を活用されたい。

なお、調整交付金など実際の交付額は予算見込額と異なることにも留意されたい。